

藤枝市中規模小売店舗の出店等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が、中規模小売店舗の出店状況を把握することにより、本市の総合的な商業振興を図るため、中規模小売店舗の出店者に対し、出店等に関する情報の提供を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「中規模小売店舗」とは、1店舗の店舗面積が、300平方メートル以上、1,000平方メートル以下である店舗で、小売業(飲食店業を除くものとし、物品修理加工業を含む。)を行うためのものをいう。

(中規模小売店舗出店者の協力)

第3条 中規模小売店舗の出店者は、地域社会の一員として、当該出店に関する情報を積極的に提供する等本市の行政に協力するものとする。

(出店計画に関する情報提供)

第4条 中規模小売店舗の出店者は、当該出店に係る建築物の建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による建築確認の申請時に、中規模小売店舗出店計画書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(店舗面積等の変更に関する情報提供)

第5条 前条の計画書を提出した出店者は、店舗面積及び営業時間を変更しようとするときは、あらかじめ中規模小売店舗出店変更計画書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 藤枝市小売商業店舗出店指導要綱(平成5年藤枝市告示第86号)は、廃止する。